

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：長与町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.0%
全職員	76.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長相当職	99.3%
課長相当職	97.5%
課長補佐相当職	107.9%
係長相当職	96.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	104.4%
31～35年	96.2%
26～30年	94.1%
21～25年	98.8%
16～20年	90.2%
11～15年	88.1%
6～10年	105.1%
1～5年	91.9%

【説明欄】

【任期の定めのない職員】

扶養手当及び住居手当について、男性職員の方が受給する割合が高く、合計給与に差異が生じる要因の一つとなっています(扶養手当の受給者に占める男性の割合は89%、住居手当の受給者に占める男性の割合は66%)。

【任期の定めのない職員以外の職員】

任期の定めのない常勤職員以外の職員は、職員を数える単位として常勤職員の所定勤務時間を1人として職員数を換算し、算出しております。